

# 一般社団法人全国全住協改善事業協会 会員規約

## 第1章 総則

### 第1条（名称）

本会の名称は「全国全住協改善事業協会（以下「全住協」という）と称する。

### 第2条（事務所）

全住協の事務所は以下に設置する  
神奈川県横浜市旭区上白根町 1107-5（スズコー内）

### 第3条（規約の変更）

全住協は、本規約を変更することがあります。規約の変更は、全住協のホームページ等に表示した時点より効力が適応されるものとする。

## 第2章 活動

### 第4条（活動目的）

全住協の活動目的を以下のように定める。

#### （1）社会的使命

人々の暮らしが安全・安心で、持続可能な社会を実現するために、住環境の改善・維持・向上を目指すと共に、中小企業の活性化と雇用促進に貢献する。

#### （2）ビジョン

「環境」「安心」「安全」「健康」「省エネ」等をテーマにした住環境ビジネスの創出。地域資源や地域で育んだ技術・ノウハウを活用した生活関連ビジネスの創出。グローバル展開を視野に入れた環境ビジネスの創出および、それらのビジネスの拡大、発展を目指す。

### 第5条（活動）

全住協は以下の活動を行う。

#### （1）全住協ビジネス研究会

定期開催 毎月第2火曜日 午後6時開催

会員の優良案件の発表、企業アピールを行い、事業連携の提案等を行う。

#### （2）住環境アカデミー

必要時に開催する。

新商品、新サービス、新技術の紹介を行い、全国にも紹介する。上記の営業販売方法、技術の習得、トレーニングも行う。本アカデミーは助成金対象とすることも出来る。

#### （3）上記（1）全住協ビジネス研究会は、月次1回で発表案件は1件～2件となるので、発表案件以外の会員からの相談等は常時全住協の事務局が対応する。

## 第6条（活動のサポート）

全住協の事務局は前条（活動目的）を達成する為に以下のサポートを行う

- （1）会員からの相談を以下条件において「無償」で受け付ける。
  - ・面談場所は、全住協の指定場所とする。
  - ・1回の相談は2時間以内とする
- （2）案件によっては、2回目以降の相談を「有料」とする。
- （3）案件によっては、「全住協の事業化プロジェクト」として推進する。  
事務局は、以下のサポートを行う
  - ・事業化プロジェクトの補佐
  - ・コーディネーター（有料）を紹介・斡旋
  - ・コンサルタント（有料）の紹介・斡旋
- （4）前項の「事業化プロジェクト」により売上が発生した場合、当該プロジェクト推進責任母体は、全住協に売上金額の10%の賦課金を納めることとする。なお詳細は別途協議する。

## 第7条（コーディネーター）

- （1）コーディネーターは、さまざまな分野の課題解決に必要な専門知識や資格を持ち、課題解決の実績を評価された者で、全住協の理事会で承認し、コーディネーター登録をおこなう。  
尚、コーディネーターも全住協の会員であることが前提条件とする
- （2）コーディネーターは、必要に応じて全住協の会員の課題解決の支援をおこなう。
- （3）コーディネーターは、全住協事務局の要請に応じて事業計画立案や会合の運営に協力する。

## 第3章 会員

### 第8条（会員の申込）

- （1）全住協の入会を希望する場合、所定の方法にて申込を行うものとする。
- （2）申込を行った時点で、本規約の内容を承諾したものとする

### 第9条（申込の承認）

全住協は、申込に対し、会費の支払いの確認を行い、必要な審査・手続等を経た後にこれを承認します。

### 第10条（申込の不承諾）

全住協は、審査の結果、申込者が以下のいずれかに該当することがわかった場合、その者の申込を承諾しないことがあります。

- （1）申込者が実在しないこと。
- （2）申込の際の申告事項に、虚偽の記載、誤記又は記入漏れがあったこと。
- （3）申込者が未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人のいずれかの場合。

(4) 全住協の業務の遂行上支障があるとき。

### 第11条 (会費)

(1) 全住協の会費は以下の通りとする

年会費 30,000円 (税込)

但し、1年間分を一括の支払いとする。

(2) 会員は、全住協が定める方法で会費を支払うものとする。

(3) 入金済みの会費は、理由の如何を問わず返還しないものとする。

### 第12条 (禁止事項)

会員は全住協の活動において、以下行為は行わないものとする

(1) 著作権、商標権、プライバシー権、肖像権、名誉等の他人の権利を侵害する行為

(2) 個人や団体を誹謗中傷する行為

(3) 法令、公序良俗に反する行為、またはそのおそれのある行為

### 第13条 (会員の資格喪失)

会員が次の各号の一つに該当するときは、会員の資格を喪失するものとする。

(1) 全住協を退会したとき

(2) 会費未納のとき

(2) 全住協の設立趣旨に反する行動をしたとき

(3) 理事会が不適當と認めたとき

## 第4章 会計年度

### 第14条 (会計年度)

全住協の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

## 第5章 その他の項目

### 第15条 (協議事項)

本規約書に定めのない事項、ならびに本規約の各条項につき疑義が生じた場合、全住協と会員は、誠意をもって協議し、これを解決するものとする。

## 附則

(実施の時期)

この会則は、平成23年2月21日から施行する。